

ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)の所得限度額が変わります

令和7年1月1日からひとり親家庭等医療費助成の所得制限限度額が引き上げられます。新たに所得制限限度額以内となる方は申請が必要です。

※現在、親医療証をお持ちの方は申請不要です

[所得制限限度額表(令和5年中の所得)]

扶養親族等の数	受給資格者本人	
	改正前	改正後
0	1,920,000円	2,080,000円
1	2,300,000円	2,460,000円
2	2,680,000円	2,840,000円
3	3,060,000円	3,220,000円
4	3,440,000円	3,600,000円
5	3,820,000円	3,980,000円

※扶養親族等が6人以上の場合は上記の額に1人につき38万円を加算します

※配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者の所得制限限度額の変更はありません

■12月27日(金)までにこども家庭支援課給付係窓口(区役所3階14番)へ

問こども家庭支援課給付係 03-3647-4754 FAX 03-3647-9196

1面をご確認ください

医療費助成の手続きに「マイナ保険証」が使用できるのは、令和7年2月以降です

令和6年12月2日から現行の健康保険証は新規発行されません。現在、子ども医療費助成とひとり親家庭等医療費助成の申請の際に現行の健康保険証を提示いただいているが、それに代わるものとして、今後は加入健康保険組合から発行される「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」で手続きしてください。

※医療費助成の手続きでマイナンバーカードから保険情報を取得できるようになるのは、令和7年2月以降になります。それまではマイナンバーカードの提示のみで手続きをすることはできません。詳細はお問い合わせください。

問こども家庭支援課給付係

03-3647-4754 FAX 03-3647-9196

くらし・しごと・産業

このほかの記事は9面こうとうインフォメーションに掲載

女性のための起業入門講座 ～「好き」を仕事にするヒント～

起業を検討している、または起業に向けて動き始めている方向けの講座です。

全3回の講座を通じてビジネスアイデアを形にし、利益を出す方法やお客様のニーズを捉えた商品・サービスの提供方法など、開業に向けた基礎知識を学びます。同じ想いを持つ仲間と共に学び、夢を実現するための一歩を踏み出しましょう。

■12月7日～21日の土曜(全3回)14:00～16:30(開場13:30)

場男女共同参画推進センター 国内3年内に起業を検討中の女性

定32人(全3回参加できる方、区内在住の方を優先し抽選)

講渡邊奈月(中小企業診断士、マーケティング・プランナー)

保幼児(満1歳6か月～未就学児)10人程度 ※申込時に要予約

申11月12日(火)までに区HP申込または男女共同参画推進センターに電話・窓口で

03-5683-0341 FAX 03-5683-0340

※手話通訳・要約筆記は申込時に要予約

産業会館フェア(物産展)

区内各種団体・企業が、食料品・日用品・衣料品などを展示、販売します。おすすめスイーツや弁当・お買い得品、こだわりの品が盛りだくさんです。

福引抽選会を実施します。13時から16時まで、各店で1,000円以上のお買い物をするとお楽しみ福引抽選券を差し上げます。

■11月16日(土)10:00～16:00

場産業会館

区内在住・在勤・在学の方

申当日直接会場へ

問産業会館

03-3699-6011

FAX 03-3699-6017



税を考える週間 11月11日(月)～17日(日) テーマ これからの社会に向かって

税務署では11月11日(月)～17日(日)を「税を考える週間」と定め、さまざまな広報・聴取活動を行っています。期間中は、区内の小・中学生、高校生から応募のあった税の作品のうち優秀作品を区役所、江東都税事務所(大島3-1-3)、江東西税務署(猿江2-16-12)、江東東税務署(亀戸2-17-8)に展示しています。

「国税庁HP」で相談・申告・納付!

国税の相談はタックスアンサー
チャットボットで

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます。またチャットボット(ふたば)は、AI(人工知能)が自動で回答します。



▲タックスアンサー



▲チャットボット(ふたば)

所得税e-Taxは
マイナポータル連携でもっとラクに

スマートフォンとマイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告ができます。マイナポータル連携を行うと、給与収入や所得控除の入力が自動でできます。



▲確定申告書等作成コーナー

安全・便利なキャッシュレス納付

国税の納付は、税務署や金融機関の窓口に出向く必要がなく、都合が良い時間に納税手続きができるキャッシュレス納付が便利です。



▲納税に関する総合案内

納税証明書は請求から受け取りまで
オンラインで完結

税務署に来署せずに、スマートフォンやパソコンで納税証明書の請求から受け取りまでの手続きができます。PDFファイル形式の電子納税証明書は、期限内であれば何度でも使用でき便利です。



▲電子納税証明書取得手続

相続税・贈与税の申告もe-Tax

相続税や贈与税の申告もe-Taxが利用できます。相続税の申告書作成を税理士に依頼する方は、利用者識別番号を税理士へお伝えください。また、贈与税は令和6年分からスマートフォンで申告ができます。

※令和7年1月上旬に確定申告書等作成コーナーで公開予定



▲相続税の申告を
税理士に依頼される方



▲贈与税スマホ申告

申告書等の控えへの
收受印押印は行いません

税務行政のデジタル化に伴う手続き見直しの一環で、令和7年1月から、申告書等の控えに收受印押印は行わないことになりました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)してください。



▲收受印押印に関する
お知らせ